

善通寺市週休2日制モデル工事実施要領（建築工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するために実施する善通寺市週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行のうち、建築工事に係るものに関して必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 建築工事においてモデル工事を実施する対象は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

（1）発注者指定型

発注者が指定した工事

（2）受注者希望型

受注者からモデル工事としたい旨の申し出があった場合において、発注者が適当と認めた工事

（対象期間）

第3条 対象期間とは、工事着手日から竣工日までの期間。（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く）なお、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

（休工日の確保）

第4条 モデル工事の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間において、4週のうち8日以上を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合は、この限りでない。

（休工日の定義）

第5条 前条の休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（入札公告等における記載）

第6条 発注者は、モデル工事の場合は、入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を

記載するものとする。

(工事着手前の確認手続き)

第7条 受注者は、工事着手までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

(1) 発注者指定型の場合

週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表を作成するとともに、その工程について監督職員と協議しなければならない。

(2) 受注者希望型の場合

モデル工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに監督職員に提出しなければならない。監督職員は、工事打合せ簿及び工程表の提出を受けた場合、受注者と協議し、モデル工事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板にモデル工事である旨を記載するものとする。

(工事完成時の実施状況報告)

第9条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第10条 発注者は緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第11条 発注者は、受注者がモデル工事を実施した場合においても経費の補正は行わない。したがって、現場閉所率が4週8休に満たない場合でも減額補正は行わない。

(契約工期の設定)

第12条 発注者は、受注者がモデル工事を実施するか否かに関わらず、契約工期の設定については、4週8休が取組可能な工期設定とする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

工期設定に必要となる現場条件については設計図書に明示するとともに、発注者指定型の場合は、条件明示の一環として概略工程表等を入札公告時の参考資料と

して公表する。

（工事成績評定）

第13条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者の週休2日の取組状況に応じて、工事成績評定で評価する。

（アンケート調査の実施）

第14条 受注者は、竣工日までにアンケートを発注者に提出しなければならない。

（休工の実績等の公表）

第15条 発注者は、モデル工事の工事名、受注者名、工期、休工の実績等については必要に応じて公表するものとする。